

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(環境生活部の分課及びその分掌事務) 第9条 [略] 2～5 [略] 6 青少年・男女共同参画課の分掌事務は、次のとおりとする。 。 (1)～(4) [略] 7・8 [略]	(環境生活部の分課及びその分掌事務) 第9条 [略] 2～5 [略] 6 青少年・男女共同参画課の分掌事務は、次のとおりとする。 。 <u>青少年・男女共同参画担当の分掌事務</u> (1)～(4) [略] <u>若者活躍支援担当の分掌事務</u> <u>(1) 若者の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進</u> <u>に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。</u> 7・8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。